

日税 マネジメントリポート

今回のテーマ： 公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）

2010年7月9日、企業会計基準委員会より、「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」（以下、「基準案」）および同会計基準の適用指針（案）（以下、「指針案」）が公表されました。

基準案の目的と適用

わが国では多くの会計基準、適用指針で「時価」の定義および算定方法が示されています。

一方、導入に向けて議論が進んでいる国際的な会計基準や米国の会計基準では、「公正価値」の概念や算定方法が取り上げられており、基準案では、公正価値に関するコンバージェンスの観点から、公正価値の考え方および財務諸表の注記事項としての公正価値に関する開示について、その内容を定めることを目的としています。

他の会計基準で用いられている「時価」は、「公正価値」と読み替えることとされています。

ただし、企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」における通常の販売目的で保有する棚卸資産および企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に関連する会計基準等については、この会計基準の適用はありません。

公正価値とは

基準案では、『「公正価値」とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格（出口価格）をいう。』と定義されます。

国際的な会計基準では、投資者のニーズを満たすことを目的としているため、市場参加者の観点が重視されており、公正価値の定義に基づく価格も出口価格であるとされています。

基準案でも国際的な会計基準をそのまま受け入れるかたちで、公正価値に出口価格を採用していません。

公正価値の算定方法

公正価値の算定にあたっては、状況に応じた、十分なデータが入手できる適切な評価技法を用います。

評価技法に用いられる入力数値は、観察可能な入力数値を最大限利用し、観察不能な入力数値の利用は最小限にすることが求められており、3つのレベルに分類、優先順位付けが行われます。

入力数値のレベルに応じて公正価値も3段階に分類し、レベル別の公正価値の測定額を注記する必要があります。

お見逃しなく！

- 平成24年4月1日以後開始する事業年度から適用することが予定されています。
- 企業間で公正価値算定のための入力数値のレベルや評価技法に違いがある場合には、単純に比較分析することができないため、分析にあたって公正価値の内容の相違点を把握する必要があります。
- 一般事業会社の経営者の観点では、事業投資において注目するのは投下資本の額（入口価格）とそのリターンであることが多いと思われます。